

政策会議付議事案書 (令和5年10月24日)

提案課名 環境資源対策課

報告者名 吉藤 直

<p>事案名</p>	<p>秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: right;">有 資料 無</p>
<p>目的 ・ 必要性</p>	<p>一般家庭で飼育されていた動物（愛玩動物）の死体処理（合同葬・埋葬）の手数料については、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条において、1体につき5,830円と規定しています。近年、国際的な物価高騰が続く中で、本市が民間の動物霊園に委託している動物の死体処理経費の増額に伴い、その処理手数料を引き上げるための改定を行うものです。</p>	
<p>経過 ・ 検討結果</p>	<p>1 委託料と手数料の推移</p> <p>動物の死体処理委託料については、昭和47年度から動物霊園事業者と毎年委託契約を締結しておりますが、消費税増税及び物価等の高騰を反映し、令和2年4月に委託料（単価契約）を1体につき5,250円から5,830円に増額する対応を行いました。</p> <p>また、動物の死体手数料については、使用料や負担金など市民負担の公平化を図るため、負担公平化検討会による取りまとめの結果（平成11年3月）、「非常に嗜好性の高いペットの処分を公費で賄うべきではなく、全額自己負担すべきもの」とされ、平成19年4月以降、全額自己負担となっています。</p> <p>2 検討内容</p> <p>別添資料のとおり</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する動物の死体処理手数料を、令和6年4月1日から委託料と同額の6,380円に改めること。</p>	

今後の
取扱い

令和5年11月9日	秦野市廃棄物対策審議会に諮問 秦野市廃棄物対策審議会から答申
〃 12月	市議会第4回定例会に条例改正議案を提出
令和6年1月以降	市民への周知
〃 4月1日	改正条例の施行 犬・猫等の動物死体処分委託業務（単価契約）締結

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正すること
について

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

動物の死体の処理に要する経費の増額に伴い、その処理手数料を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年秦野市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表動物の死体の項中「5, 830 円」を「6, 380 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
別表（第 20 条関係）			別表（第 20 条関係）		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
(略)			(略)		
動物の死体		1 体につき <u>6, 380 円</u>	動物の死体		1 体につき <u>5, 830 円</u>
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>					

動物（愛玩動物）の死体処理手数料の改定について

1 動物（愛玩動物）の死体処理手数料の改定内容

一般家庭で飼育されていた動物（愛玩動物）の死体処理手数料については、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条において、1体につき5,830円と規定しています。

しかしながら、近年、国際的な物価高騰が続く中で、本市が民間の動物霊園に委託している実際の動物の死体処理費用との均衡を図るため、この手数料について1体につき5,830円から6,380円に改定するものです。

2 委託料と手数料の推移

動物（愛玩動物）の死体手数料については、平成19年4月以降、全額自己負担となっています。

	委託料 (税込み)	手数料 (自己負担)	自己負担率
平成9年4月から 平成11年3月まで	5,250円	2,000円	約38%
平成11年4月から 平成19年3月まで		3,500円	約67%
平成19年4月から 令和2年3月まで		5,250円	100%
令和2年4月から 現在	5,830円	5,830円	

3 動物（愛玩動物）の死体処理委託の実績

令和2年度 218体（内訳：犬95件、猫96件、その他27件）

令和3年度 215体（内訳：犬89件、猫102件、その他22件）

令和4年度 213体（内訳：犬68件、猫115件、その他30件）

4 (株)伊勢原動物霊園の火葬価格（ホームページより）

	小型	中型	大型	特大
合同葬	13,750円	17,050円	22,550円	28,050円

※ 別途、墓地使用料・管理料等の慰霊の諸費用がかかります。

5 県内自治体における動物の死体処理手数料（自己負担）の状況（R5年度）

自治体名	委託・直営	受入方法	手数料
秦野市	処理委託	自己搬入	5,830円
伊勢原市	処理委託	自己搬入	5,400円
茅ヶ崎市	処理委託	自己搬入 自宅引取	4,830円 7,150円
厚木市	処理委託	自己搬入 自宅引取	7,000円 7,000円
平塚市	運営委託（焼却施設）	自己搬入 自宅引取	7,000円 12,000円

※ 県内19市中14市で受入れあり、うち5市で外部に処理委託。5市（逗子、大和、海老名、座間、綾瀬）については受入れなし。